

福島労働基準監督署発表
令和7年6月19日（木）

【照会先】
福島労働基準監督署
副 署 長 須田 裕太
第一方面主任監督官 藤本 幸男
（電 話）024(536)4611

報道関係者 各位

労働安全衛生法違反容疑で書類送検

～墜落防止措置を講じていなかった疑い～

福島労働基準監督署（署長 田中 暁雄）は、本日、有限会社安部建業及び同社職長を、労働安全衛生法違反の疑いで福島地方検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和6年12月18日、二本松市安達ヶ原の学校の新築工事現場において、建設中の建物2階床面から高さ約3.4メートルの場所で作業員が型枠組立作業を行う際、墜落防止措置が講じられていなかった疑い。

1 被疑者

- (1) 有限会社安部建業
所在地：福島県二本松市木幡
事業内容：型枠工事業
- (2) 同社 職長A

2 違反条文

被疑者有限会社安部建業、被疑者Aともに、労働安全衛生法違反
同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第519条第2項（墜落防止措置）
同法第119条第1号（罰則）
同法第122条（両罰規定）

3 災害の概要

令和6年12月18日、二本松市安達ヶ原の学校の新築工事現場において、建設中の建物の2階に設置された高さ約3.4メートルの梁となる型枠^{※1}の床上（幅44.5センチメートル）で、被疑者有限会社安部建業が自社の作業員Bに対し、型枠にセパレーター^{※2}を取り付ける作業を行わせていたところ、作業員Bが墜落して重傷を負う災害が発生しました。

※1 コンクリートを打ち込むための仮設の枠組のことです。

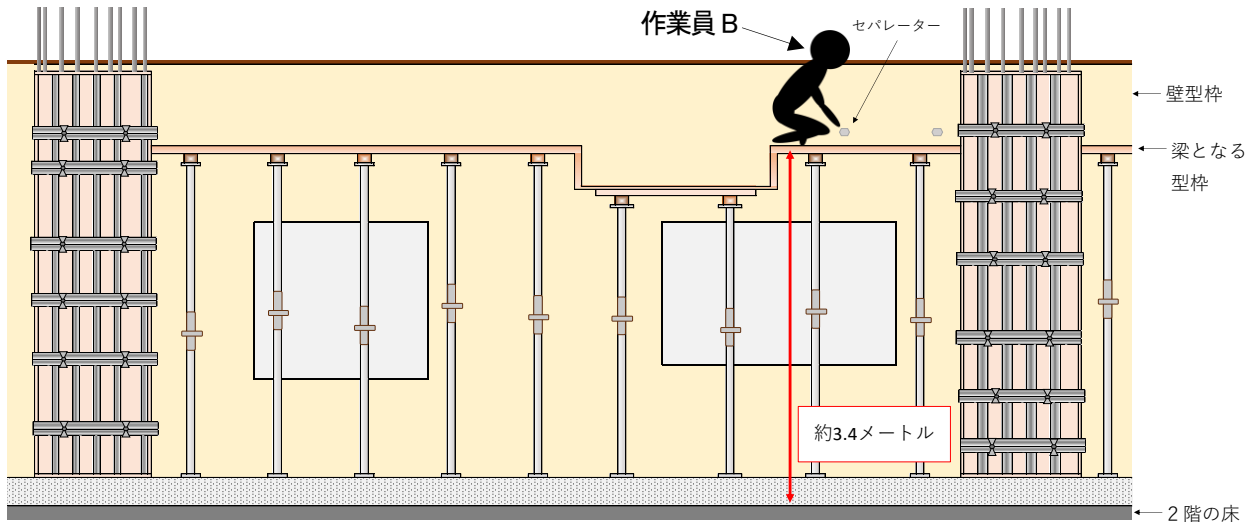
※2 向かい合った型枠同士を一定の間隔で保つとともに、コンクリートを流し込んだときに型枠がずれることを防ぐために取り付ける金物のことです。

4 被疑内容

労働安全衛生法では、高さ2メートル以上の作業床の端等で作業を行う場合、墜落による危険を防止するため、囲い、手すり、覆い等を設ける、要求性能墜落制止用器具※³を使用させることなどが規定されていますが、災害発生当時、このような墜落防止措置が講じられていなかった疑いがあるものです。

※3 墜落による危険のおそれに応じた性能を有するハーネス型や胴ベルト型の器具のことです。

5 災害発生状況のイメージ図



【参照条文】

○労働安全衛生法

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則)

第百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の四第五項、第五十七条の五第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百五条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者

(第2号～第4号 略)

第百二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

(開口部等の囲い等)

第五百十九条 事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆（おお）い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

2 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。